

京都市芸術文化特別奨励制度



京都市
CITY OF KYOTO

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課



1 芸術文化特別奨励制度とは

将来に向けて、積極的な芸術文化活動を行うための奨励金
1 個人または 1 グループ

300万円

新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図る



これから大きく羽ばたこうとする若い芸術家等を支援
「未来の担い手育成」を目的とした制度



2 応募資格

次のすべての条件に該当する個人またはグループ

- ① 活動場所か住所地、予定する発表場所のいずれかが
京都市内
- ② 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性がある活動
内容（創作、発表、企画、研究など）

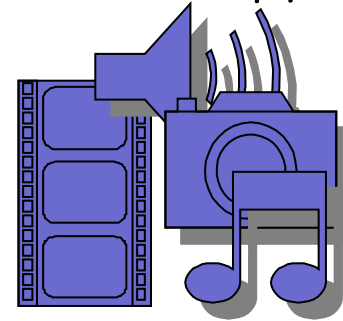
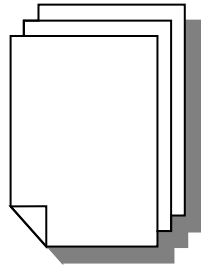
芸術に関する分野のすべてが対象
芸術家等として大きく成長したい方



3 申請の方法

(1) 提出物（詳細は次ページ参照）

「令和7年度奨励申請書」



自己PR資料

(2) 提出方法

申請書：WEBフォームから

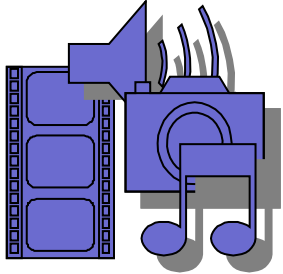
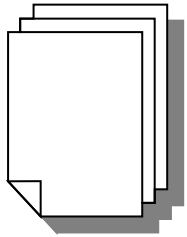
自己PR資料：WEBフォーム又はメール

(3) 申請受付期限

令和6年8月30日（金）午後5時【締切厳守】



4 提出物



①「令和7年度奨励申請書」

※WEBフォームから必要事項を入力

②自己PR資料

動画、音源、書類等

※上記WEBフォーム又は
メールで提出

★分量注意★

所定の分量を超過した場合、
超過分については審査の対象
になりません！

【動画】 10分以内 規格：.avi .mpg .wmv .mov

【音源】 10分以内 規格：.avi .mpg .wmv .mov .mp3

【書類・画像】 A4サイズ（片面） 10枚以内



5 特別奨励者の決定まで

～ 8 月 3 0 日 応募受付

⇒ 1 0 月 ～ 1 1 月頃 一次審査・審査結果通知

【全ての応募者に通知】

⇒ 1 2 月 ～ 1 月頃 二次審査
(プレゼンテーション・面接)

⇒ 1 月 ～ 2 月 二次審査結果通知
奨励者発表・認定式

⇒ 4 月 ～ 奨励金を交付

令和 7 年 4 月から翌年 3 月の 1 年間で奨励金を使って活動

※奨励後5年間は市に活動の報告義務あり。



6 過去の応募状況・奨励者

<令和6年度応募件数>

64件

●部門別

部門	件数
舞台部門	16件
音楽部門	22件
造形部門	37件
合 計	75件

※申請件数は64件。うち、複数部門に
またがる申請が11件あり
※64件のうち1件選考辞退

●申請者年代別

部門	件数
10代	1件
20代	13件
30代	32件
40代以上	18件
合 計	64件

※団体での申請の場合は代表者等の年齢



<令和 6 年度特別奨励者>

中川 裕貴 【チェロ】



撮影：井上 嘉和

作曲、演奏、演出を主にチェロを使用して行う。

チェロを演奏し広い意味での「声」をその楽器から引き出すこと、またチェロに物理的に打撃を与える打楽器的演奏や自作の弓を使用した特殊奏法など駆使し、それらの音から時間の上に様々な「状況」を創り出す。

<令和 5 年度特別奨励者>

黒川 岳 【現代美術】



音楽と彫刻を学んだ経験をもとに、音「聴く」行為や「奏でる」行為と、身の回りにある様々なものに「触れる」行為について考察しながら、作品制作を行なっている。触れながら鑑賞する彫刻作品や、音や映像を用いたインスタレーション、造形物を用いたパフォーマンス作品などを制作。



< 特別奨励者（平成13年度～令和4年度）>

（敬称略）

令和4年度 ゴーダ企画（舞踊・パフォーミングアート）

令和2年度 西條 茜（陶芸、現在美術）
tuQmo（コンテンポラリー・サーカス）

平成31年度 空間現代（現代音楽）
村松 稔之（声楽・カウンターテナー）

平成30年度 久保 ガエタン（現代美術）
hyslom（現代美術、パフォーマンスアート）

平成29年度 木ノ下 裕一（演劇、古典芸能の研究）
高尾 長良（小説）

平成28年度 谷中 佑輔（現代美術・彫刻）
林 美音子（地歌演奏・柳川三味線）

平成27年度 徳山 拓一（現代美術を中心としたキュレーション）
久門 剛史（現代美術）

平成26年度 中川 日出鷹（現代音楽・ファゴット）
森田 玲・林 宗一郎（民俗芸能・能楽）

平成25年度 小林 達夫（映画）
JCMR KYOTO（現代音楽の研究・企画）

平成24年度 中嶋 俊晴（声楽・カウンターテナー）
Hyon Gyon（絵画）

平成23年度 加藤 文枝（クラシック・チェロ）
宮永 亮（映像表現）

平成22年度 あごう さとし（劇作・舞台演出）
曾根 知（コンテンポラリーダンス・バレエ）

平成21年度 筒井 加寿子（演劇）
内藤 裕子（ピアノ）

平成20年度 三浦 基（舞台演出）
横山 佳世子（邦楽）

平成19年度 英 裕（洋画）

平成18年度 高谷 公子（声楽）
宮永 愛子（現代美術）

平成17年度 名和 晃平（現代美術）
吉本 有輝子（舞台照明デザイン）

平成16年度 砂連尾 理+寺田 みさこ（現代舞踊）

平成15年度 内田 淳子（演劇）
上森 祥平（クラシック・チェロ）
mitch（ジャズ・トランペット）

平成14年度 井上 隆平（クラシック・ヴァイオリン）
ソバット・シアター（映像・美術造形）
高橋 匡太（現代美術・インスタレーション）

平成13年度 奥村 泰彦（舞台美術）
河原崎 貴光（メディアアート）
坂本 公成（現代舞踊）
文楽若手義太夫節の会（浄瑠璃）
松岡 万希（声楽）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により
奨励者の募集を中止。



<特別奨励者の内、京都市芸術新人賞を受賞された方> (敬称略)

平成19年度

坂本 公成 (現代舞踊)

平成27年度

小林 達夫 (映画)

平成21年度

高橋 匡太

(現代美術・インスタレーション)

平成28年度

久門 剛史 (現代美術)

平成22年度

英 裕 (洋画)

平成29年度

あごう さとし (劇作・舞台演出)

平成23年度

名和 晃平 (現代美術)

三浦 基 (舞台演出)

令和2年度

木ノ下 裕一 (演劇・古典芸能の研究)

平成24年度

横山 佳世子 (邦楽)

令和3年度

林 美音子 (地歌演奏・柳川三味線)

平成25年度

Hyon Gyon (絵画)

宮永 愛子 (現代美術)

令和4年度

西條 茜 (陶芸・現代美術)



7 よくある質問

<申請について>

Q1 申請書記入にあたっての注意事項やポイントは？

A1 事業に対する助成ではなく（※）、芸術家個人あるいはグループ自体への奨励であるという点を十分理解したうえで、申請をすること。

また、申請書の記載にあたっては、申請書の各項目（自己PR、申請理由、奨励の効果等）を、具体的かつ明確に記入すること（例年、申請書の記載内容が不明瞭で、奨励の対象としての適性が判断できない申請がある）。

（※）芸術家等として飛躍するために、公演等を実施することの必要性が明確である場合など、奨励活動の一環として奨励金を活用し公演等の事業を実施することは可能である。



Q 2 年齢制限はあるか。

A 2 年齢制限は無い。

<過去の認定者の年代（認定当時）構成>

年代		割合
20代		32%
30代	30-34歳	47%
	35-39歳	18%
40代		3%
		100%

Q 3 芸術に関する研究など、活動のジャンルや内容に制限はあるか。

A 3 芸術に関する研究を含め、広く芸術に関わる内容であれば申請が可能。



Q4 補助金等の受取りに制限は無いか。

A4 本市（芸術センターを含む）からの補助金等の重複受給は禁止。ただし、本奨励金を充当しない事業への補助金であれば受給は可能。

例：本奨励金（300万円）を、展覧会（A）に充当する場合、Aの経費として受給する他の京都市の補助金は重複受給となり受給はできないが、展覧会（B）に充当する補助金であれば受給可能。

Q5 活動経費が300万円に満たないが300万円未満でも申請は可能か。

A5 本制度は、若手芸術家等が奨励金（300万円）を最大限活用し、大きく飛躍していただくことを目的としていることから、奨励金すべてを活用する計画で申請をお願いしたい。（300万円未満でも申請自体は可能）

Q6 過去に奨励者となったことがある（奨励を受けた団体に所属している）が、再度の申請は可能か。

A6 過去に奨励を受けていても申請は可能。



Q7 奨励金を備品購入に使用してもよいか。

A7 申請者の今後の飛躍につながる活動に必要な備品であることが明確であれば、備品の購入も可能。

（備品を購入する場合は、制度の趣旨及び備品を購入する場合は、制度の趣旨及び活動計画との関連性が十分にわかるよう申請書に関連性等を記載すること）

Q8 申請にあたり、活動計画の内容に制限（1年の奨励期間制作や調査のみに充て発表は行わないなど）はあるか。

A8 本制度の趣旨にあった活動であれば、活動計画の内容に制限は無い。



<審査について>

Q9 審査のポイントについて

A9 1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）では、活動歴を含め申請書記載の内容が総合的に審査されることとなるが、「担い手育成」を目的とする制度であるため、実績よりも今後の活動内容に重きが置かれる。

Q10 2次審査（プレゼンテーション）の時間や方法は？

A10 1次審査の通過数にもよるが、1団体あたりの持ち時間（質疑応答を含め）は、約10分間を予定。

プレゼン方法は、制限時間内で、これまでの実績や申請にあたっての思いが表現できるものであれば自由（楽器の演奏や演技の実演、作品を審査員に提示するなど）。必要な物品などは、通過後に通過者と事務局で調整する。



Q11 住所地は市外である。不利になるか。

A11 応募資格として活動場所か住所地、予定する発表場所のいずれかが市内であることを求めており、審査の際に、住所が市外だから不利にはならない。

Q12 実績（これまでの活動歴）が少ない場合、不利となるか。

A12 審査に当たっては、活動歴を含め申請書記載の内容が総合的に審査されることとなるが、「担い手育成」を目的とする制度であるため、実績よりも今後の活動内容に重きが置かれる。

<その他>

Q13 奨励者（決定後）の報告や市政への貢献とは？

A13 奨励後、5年間は市所定の様式で活動を報告する必要がある他、主催する展覧会やリサイクルにおける市民招待など、本市事業・施策への協力が必要。



皆様の御応募をお待ちしております



京都市
CITY OF KYOTO

